



「制度資金に係る保証料補給」のご案内

町内金融機関から事業資金（運転資金・設備資金）の融資を受けるときに山形県信用保証協会が債務の保証を行った場合に、町が保証料の一部を補給（負担）します。

対 象 者

中小企業信用保険法施工令に定める業種を営み、下記のいずれも満たす方。

- （１）町内に本店又は主たる工場（事業所）を有する法人
- （２）町内に住居又は事業所がある個人
- （３）中小企業者で組織する組合員

対象となる 保証制度

保証料補給金の交付の対象となる保証制度は、高畠町ホームページ「高畠町中小企業者等保証料補給規程の別表」の「保証制度名、保証対象者、基準保証料率」をご覧ください。

この別表に掲載されている保証制度は、山形県信用保証協会と高畠町とで保証料補給契約を締結しています。

補 給 の 仕 組 み

- ① 融資対象者が町内金融機関への融資申し込みと同時に、山形県信用保証協会（米沢支店）への保証の申込みを行います。その後、保証協会から取扱金融機関に対して保証承諾の通知と共に「信用保証書」が発行され、金融機関から事業資金の貸付けが行われます。
- ② 町は、事業資金に係る償還期間の終了まで、融資対象者が支払うべき保証料の一部を別表に記載された基準保証料率（※）に応じて、山形県信用保証協会へ保証料補給金として、融資対象者に代わり町が直接支払います。（事業者の方の手続きは不要です。）
- ③ その後、融資対象者は、町ホームページに記載の規程に基づき、①の信用保証書の内容について「保証承諾報告書（別記様式第１号）」に記入の上、町に提出します。
- ④ 町は、③の提出を受けた後に、融資対象者に対して「保証料補給通知書」を通知します。（償還期間中に町が支払う額について通知します。）

（※）基準保証料率は、「責任共有対象外制度」の場合は、2.20%～0.50%の９段階の利率のいずれか。又は、「責任共有対象制度」の場合は、1.90%～0.45%の９段階の利率のいずれかの区分による保証料率弾力化の料率を採用。

取 扱 金融機関

町内金融機関（山形銀行高畠支店、きらやか銀行高畠支店及び高畠東支店、米沢信用金庫高畠糠野目支店、山形第一信用組合本店、同糠野目支店）のほか、対象者と取引のある町外の金融機関。

（※町中小企業振興資金の場合は、町内金融機関のみ可）

高畠町ホームページ



問合せ先 ： 高畠町商工観光課 ☎52-2019（直通）